

京都市職員共済組合公告第12号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成23年3月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第9条第2項の表第1選挙区の項中「農業委員会の事務部局」の下に「，地方独立行政法人京都市立病院機構」を加える。

第32条中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，同号の前に次の1号を加える。

(3) 法第141条の2の規定により職員とみなされ，法の適用を受ける者

第33条第9項中「前条第3号」を「前条第4号」に改め，同条第10項中「前条第4号」を「前条第5号」に改める。

第45条第1項第1号の表中「1,000分の2.45」を「1,000分の2.2」に改め，同項第2号の表中「1,000分の1.96」を「1,000分の1.76」に改める。

第49条中「平成22年度」を「平成23年度」に，「314円」を「1,122円」に，「2,203円」を「1,795円」に改める。

附則第2項の表中「1,000分の1.96」を「1,000分の1.76」に改める。

附 則

- 1 この変更は，平成23年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第45条第1項及び附則第2項の規定は，平成23年4月分以後の掛金及び負担金について適用し，同年3月分以前の掛金及び負担金については，なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)